犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則の一部を改正する規則

犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則（平成十九年国家公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（通知の受理） **第四条**　警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長（以下「組織犯罪対策第一課長」という。）は、法第八条第六項の規定による通知（以下この条、次条及び第十四条第一項第一号において単に「通知」という。）があったときは、当該通知に係る記録を作成するとともに、当該通知を行った者に対し、別記様式第一号により作成した受理書を交付しなければならない。	（通知の受理） **第四条**　警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長（以下「組織犯罪対策第一課長」という。）は、法第八条第五項の規定による通知（以下この条、次条及び第十四条第一項第一号において単に「通知」という。）があったときは、当該通知に係る記録を作成するとともに、当該通知を行った者に対し、別記様式第一号により作成した受理書を交付しなければならない。

別記様式第１号（第４条関係）

文　書　番　号
令和　年　月　日

殿

国家公安委員会

受　理　書

令和　年　月　日付け（文書番号）による犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第８条第６項の規定に基づく貴職からの通知を受理しました。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第１号（第４条関係）

文　書　番　号
令和　年　月　日

殿

国家公安委員会

受　理　書

令和　年　月　日付け（文書番号）による犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第８条第５項の規定に基づく貴職からの通知を受理しました。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

附　則

この規則は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定（同号に規定する外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定を除く。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。